

## 仕 様 書 (案)

### 1 目的

青森県観光情報サイト「Amazing AOMORI」において、青森県の魅力を伝える特集記事を掲載することにより、観光客の旅行意欲を喚起し、県外からの誘客を図る。

### 2 業務委託内容

#### (1) 青森県観光情報サイト「Amazing AOMORI」掲載特集記事の制作

青森県観光情報サイト「Amazing AOMORI」に掲載する特集記事について、下記のとおり制作すること。

- ① 特集記事を6本以上制作すること
- ② 記事制作に係る資料収集及び現地取材等、一切の業務を行うこと。
- ③ 各記事の文字数は合計1,000字程度とすること。
- ④ 記事の魅力を上げるための画像を5枚程度使用することとし、2の(2)で撮影した画像を使用すること。
- ⑤ 特集記事内容、取材日及び納入日は委託者と協議のうえ、決定すること。
- ⑥ 納入場所は、青森県観光国際交流機構とすること。

#### (2) 青森県観光情報サイト用特集記事及びダウンロード用画像に使用する写真撮影

- ① 各記事のテーマ内容に沿った撮影を行うこと。
- ② 撮影にあたっては、天候、撮影内容に合わせた撮影機材を適宜準備すること。
- ③ 撮影にあたっては、委託担当者の指示に従うこと。
- ④ 納品にあたっては、撮影したデジタル画像のコントラスト、光量を調整すること。
- ⑤ 納品形態は、デジタル画像ファイル（JPEG形式もしくはTIFF形式）とし、DVDもしくはCDに保存し、1部納品すること。納品画像点数は10点（1点あたりの解像度300dpi以上）以上とし、うち5点において同サイトからのダウンロードを可とする。  
なお、同サイトからダウンロードを可とする画像については、1点あたりの解像度72dpiへ変更して掲載するものとする。
- ⑥ 納入場所は、青森県観光国際交流機構とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）

### 4 著作権等の取り扱い

- ・本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- ・本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、発注者に帰属する。また、受注者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、発注者に対して行使しないものとする。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって発注者又は第三者に侵害を及ぼしたときは、発注者及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

### 5 その他の留意事項

本仕様書に定めのないものは、発注者及び受注者の協議により定める。